

# 足利大学教職校友会会則

## (名称)

- 1 本会は、足利大学教職校友会とよぶ。

## (会員)

- 2 足利大学教職校友会は、本学卒業生であり学校及び教育機関の職員とする。  
また、本会の活動主旨に賛同し協力できる者。

## (目的)

- 3 本会は、本学と高校等との情報交換ならびに連携を図るとともに会員相互の親睦を深める事を目的とする。

## (事業)

- 4 目的を達成するために、下記の事業を行う。
  - (1) 役員会、総会を開催する。  
(ただし、必要がある場合は、随時会長が招集できる。)
  - (2) 大学との意見交換会や情報交換会を開催し、双方に効果が期待できるものについては速やかに事業化し推進させるものとする。
  - (3) 本学のホームページに足利大学教職校友会の活動内容の案内や報告を掲載し、広く内外に知らしめる。

## (役員)

- 5-1 会長1名、副会長3名、理事、相談役、顧問を置く。
- 5-2 学長を顧問とする。

## (役員改選)

- 6 役員の内任期は、1期3年とし、新役員は役員会で選出し、総会の承認をもって決定する。再任は妨げないこととする。ただし、必要が生じた場合は、役員会の承認を得て会長が任命する。

## (規約改正)

- 7 本規約の改正は、役員会を経て総会の承認を得る。

## (事務局)

- 8 本会の事務局は大学（教育連携センター）に置く。

## 附則

1. 平成22年5月29日施行
2. 平成23年5月28日改正
3. 平成24年5月26日改正
4. 平成28年6月4日改正
5. 平成29年6月3日改正
6. 平成30年7月7日改正

